

第6期 小国町障がい福祉計画

第2期 小国町障がい児福祉計画

令和3年3月

山形県小国町

目 次

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の達成状況の点検及び評価（PDCA）	3

第2章 障がい児（者）の状況

第1節 統計から見る障がい児（者）の状況	4
第2節 障がい児（者）福祉に関する実態調査からみる課題	7

第3章 第5期計画期間中の障がい福祉サービス等の利用状況

第1節 障がい福祉サービス	8
第2節 地域生活支援事業	12

第4章 前期計画の目標と実績及び課題

第1節 達成状況の確認と評価	15
----------------	----

第5章 計画の成果目標

第1節 令和5年度の成果目標の設定	18
-------------------	----

第6章 障がい福祉サービス等の見込みと確保の方策等

第1節 障がい福祉サービス	22
第2節 地域生活支援事業	26

参考資料	28
------	----

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景

国では、障がい者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進するため、平成5年に「心身障害者対策基本法」を改正し、名称が「障害者基本法」に改められました。この改正により、障がい者の福祉等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国による障害者基本計画の作成が規定され、都道府県や市町村においてもこれに準じた計画の策定に努めることとされました。

平成18年には「障害者自立支援法」が施行され、市町村障害福祉計画の作成が義務づけられました。平成23年には「障害者基本法」が改正され、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことになりました。

国の障害保健福祉施策において、障がい者及び障がい児が、個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して制度を整備してきました。

平成24年には「障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、障がい者に対する虐待の禁止、虐待を受けた障がい者の保護及び自立支援のための措置等が定められました。平成25年には「障害者自立支援法」が改正され、名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改められ施行されました。この改正により、障害者の定義に政令で定める難病患者が追加されました。更には、児童福祉法の一部を改正する法律の施行により、市町村障害児福祉計画の作成が義務づけられました。

また平成25年には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成28年4月1日から施行されました。直近では、官民間問わず、障害者が働きやすい環境をつくり、すべての労働者にとって働きやすい場をつくることを目指すことが重要であるという観点から、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正されました。障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が令和元年6月7日に成立し、同年6月14日、同年9月6日、令和2年4月1日と段階的に施行されるなど様々な法制度等の整備が行われてきました。

更に、多様化する支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、令和2年6月12日に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、令和3年4月1日から順次施行されることになりました。

小国町では、障がい者が住み慣れた地域で社会的に自立しながら生活するための環境づくりと地域で支え合うまちづくりを目指し、平成15年3月に第1期となる「小国町障害者福祉計画（小国町障害者プラン）」を策定し、①障がい者を地域で支え合うまち

づくり、②障がい者の社会的自立を支える環境づくり、③障がい者の社会参加を促す体制づくりの3つを指針として「支え合い ともに暮らす やすらぎのまちづくり」を展開してきました。

平成30年3月には、障害者基本法第11条第3項に基づき、「第2期小国町障がい者計画（小国町障がい者プラン）」を策定しました。計画の基本理念である障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい福祉サービスの提供体制の確保と業務の円滑な実施を図ることとしました。また同時に、「第5期小国町障がい福祉計画」及び「第1期小国町障がい児福祉計画」を策定し、関連する各種事業を推進してきました。

山形県では、平成28年に「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」を制定するとともに「県民会議」を設置し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこととしました。

小国町では、令和元年度に「小国町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定し、令和2年4月1日に施行しました。障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての町民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら、豊かな自然に包まれて安心して暮らすことのできる社会の実現を目指していくこととしました。

小国町の障がいのある人を取り巻く環境や現状を踏まえたうえで、障がい者及び障がい児の差別の解消や社会参画をはじめとする総合的な支援の充実を図るとともに共生社会の実現及び第2期小国町障がい者計画の基本理念の実現に向けて、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、「第6期小国町障がい福祉計画」及び「第2期小国町障がい児福祉計画」を策定します。

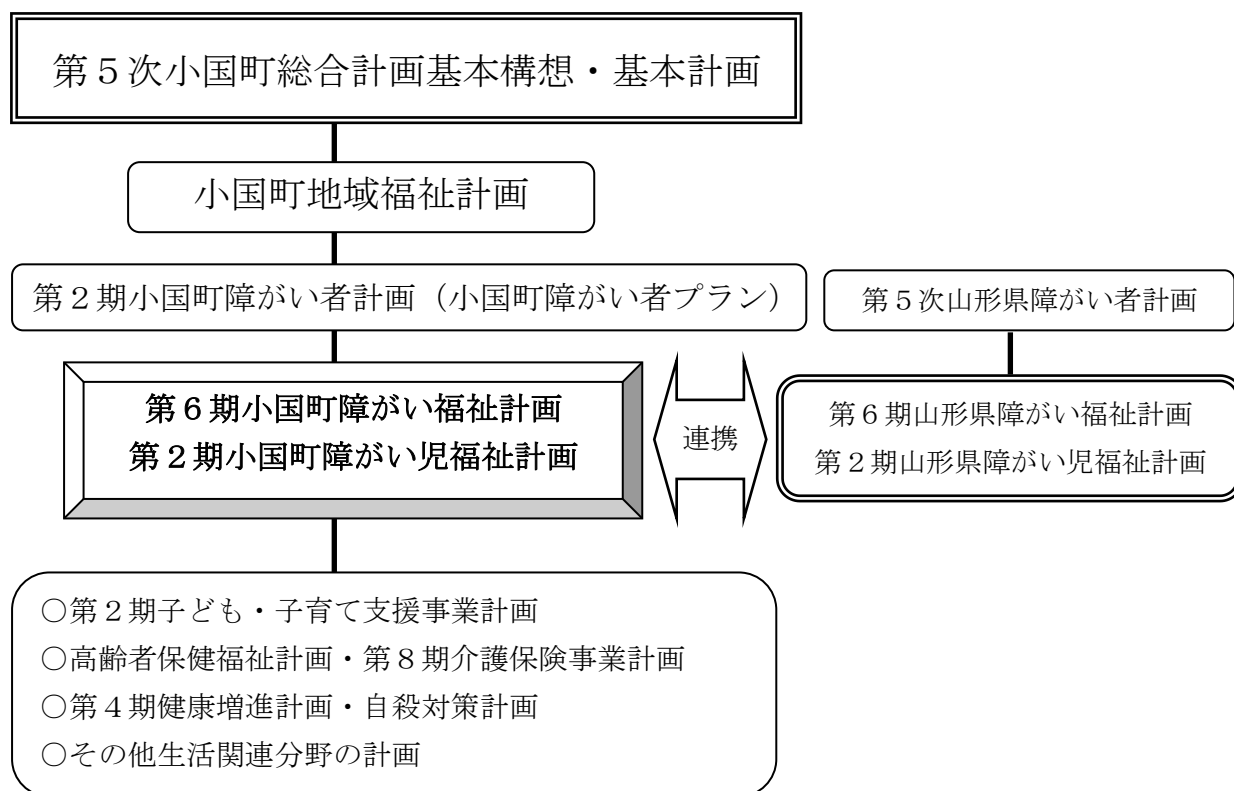
第2節 計画の位置づけ

第6期小国町障がい福祉計画及び第2期小国町障がい児福祉計画は、障がい福祉サービス等の提供体制の確保と業務の円滑な実施について定める実施計画とします。

計画の策定にあたっては、「第5次小国町総合計画基本構想」、「第5次小国町総合計画基本計画」、「第5次山形県障がい者計画」、「第6期山形県障がい福祉計画」、「第2期山形県障がい児福祉計画」との整合性を図り策定します。

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等を実施するための基本的な考え方、目標、確保すべきサービス量の見込み（以下「活動指標」という。）及び提供体制の確保や推進の方策を定めるものとします。

第6期小国町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、第2期小国町障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、一体的に策定します。



第3節 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

第4節 計画の達成状況の点検及び評価（PDCA）

本計画の達成状況等については、成果目標及び活動指標の実績を把握し、障がい福祉施策及び関連施策の動向を踏まえながら、毎年度、計画の分析・評価を行い、必要がある場合は計画の見直し等を行います。

なお、計画の変更の際には、小国町自立支援協議会からの意見を聴くとともに、その結果を公表することとします。

第2章 障がい児（者）の状況

第1節 統計から見る障がい児（者）の状況

（1）身体障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳の所持者は、平成28年度まで減少していましたが、平成29年度から370人台で推移しています。年齢別推移でみると、平成30年度は65歳以上の割合が8割を占めています。障がい別でみると、肢体不自由が減少傾向にありますが、その他の障がいでは一定の水準で推移しています。

□等級別推移

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1級	122人	116人	114人	107人	115人	107人	111人
2級	53人	50人	55人	47人	44人	45人	42人
3級	60人	67人	68人	65人	64人	64人	63人
4級	100人	98人	97人	100人	99人	97人	100人
5級	27人	31人	28人	28人	27人	28人	27人
6級	31人	29人	28人	16人	30人	29人	28人
計	393人	391人	390人	363人	379人	370人	371人

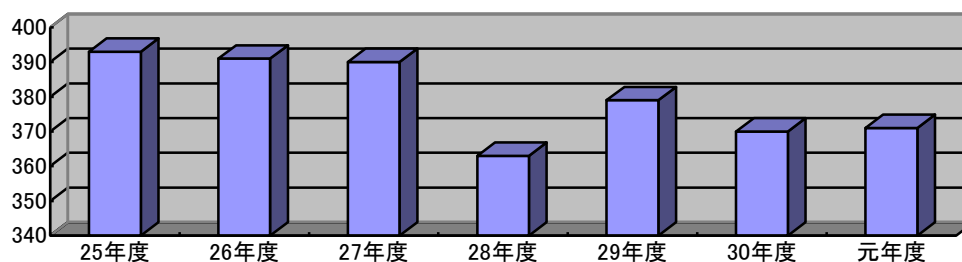
【資料：福祉行政報告例（各年度末）】

□年齢別推移

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
18歳未満	1人	0人	0人	0人	1人	1人	2人
18-64歳	84人	78人	75人	108人	101人	70人	64人
65歳以上	308人	313人	315人	255人	277人	299人	305人
計	393人	391人	390人	363人	379人	370人	371人

【資料：健康福祉課（各年度末）】

身体障がい者手帳所持者の推移



□障がい別推移

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
視覚	15 人	13 人	16 人	15 人	17 人	16 人	17 人
聴覚・ 平衡機能	37 人	35 人	33 人	29 人	32 人	32 人	35 人
音声・ 言語	5 人	5 人	5 人	4 人	4 人	5 人	4 人
肢体 不自由	237 人	227 人	226 人	206 人	206 人	203 人	197 人
内部障害	99 人	111 人	110 人	109 人	120 人	114 人	118 人
計	393 人	391 人	390 人	363 人	379 人	370 人	371 人

【資料：福祉行政報告例（各年度末）】

(2) 療育手帳所持者の状況

療育手帳の所持者は、平成26年度から60人台で推移していますが、重度よりも中度・軽度の割合が高い状況にあります。

年齢別では、65歳以上が占める割合は約3割を占めています。

□程度別推移

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
重度 (A)	20 人	18 人	19 人	19 人	19 人	18 人	17 人
中度・ 軽度 (B)	52 人	51 人	46 人	48 人	48 人	46 人	47 人
計	72 人	69 人	65 人	67 人	67 人	64 人	64 人

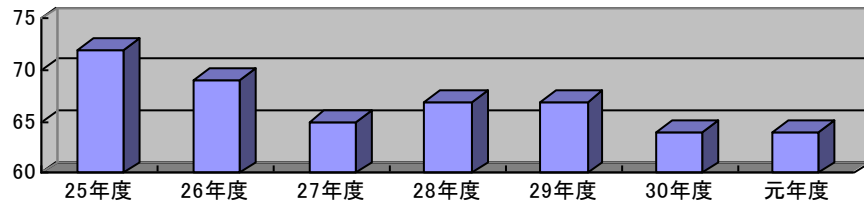
【資料：健康福祉課（各年度末）】

□年齢別推移

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
18歳未満	3 人	4 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
18-64 歳	52 人	50 人	42 人	41 人	46 人	44 人	42 人
65歳以上	17 人	15 人	21 人	24 人	19 人	18 人	20 人
計	72 人	69 人	65 人	67 人	67 人	64 人	64 人

【資料：健康福祉課（各年度末）】

療育手帳所持者の推移



(3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳の所持者は年々増加しており、平成28年度から30人台で推移しています。等級別では、1級所持者は減少しているものの、2級所持者と3級所持者は増加しています。年齢別では、65歳以上が3割を占めています。

□等級別推移

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
1級	14人	11人	11人	14人	12人	9人	10人
2級	7人	8人	10人	9人	9人	13人	14人
3級	3人	4人	5人	9人	9人	12人	13人
計	24人	23人	26人	32人	30人	34人	37人

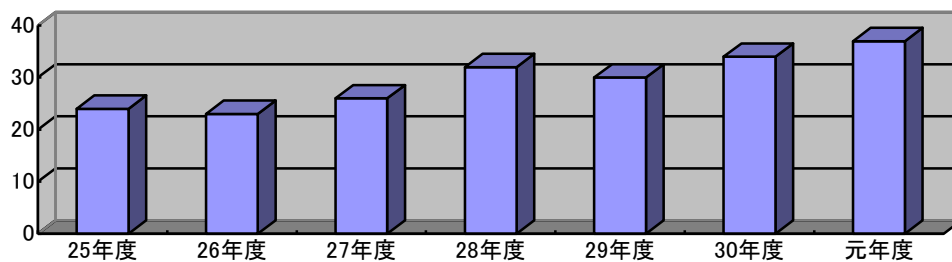
【資料：健康福祉課（各年度末）】

□年齢別推移

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
18歳未満	0人	1人	0人	0人	1人	0人	0人
18・64歳	16人	15人	11人	16人	15人	23人	25人
65歳以上	8人	7人	15人	16人	14人	11人	12人
計	24人	23人	26人	32人	30人	34人	37人

【資料：健康福祉課（各年度末）】

精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移



第2節 障がい児（者）福祉に関する実態調査からみる課題

障がい者関係団体からの聞き取り調査の結果、次の課題が抽出されました。

【障がい者関係団体聞き取り調査及び調査日】

（調査団体）

・共同作業所まんまる	令和2年11月24日（火）
・小国町身体障害者福祉会	令和2年12月16日（水）
・小国町手をつなぐ育成会	令和2年12月16日（水）
・相談支援事業所つぐみ、各グループホーム 地域活動支援センターみらい	令和2年12月18日（金）

【調査結果から抽出された課題】

（1）情報提供・相談体制について

障がい児（者）が地域において、自立した生活を営むために様々なサービスが用意されていますが、「どこから情報を入手するのか」、「どこに相談したらいいのかわからない」、「情報が認知されていないため、障がい者福祉団体の新規加入者が増えない」などの声が多く、情報周知が不足している状況にあります。障がい福祉サービスを有効に活用してもらうためにも、情報提供や相談体制の充実が必要です。

（2）就労について

就労は、障がい者の自立にとって重要な課題の一つであり、企業側での障がい者雇用に対する意識が高くなってきています。また、農福連携による新たな仕事の創出も実現できました。就労移行支援事業も含め、障がい者の特性に合った就労機会や工賃アップに繋がる事業の創出が必要となっています。

（3）地域社会や行事への参加について

障がい者の外出の機会は多く、頻度も高くなっています。また、地域社会で生活していくためには地域行事への参加や町民の障がいに対する理解度を上げていく必要があります。障がい者も参加できる機会の創出が求められています。

（4）将来の暮らしについて

将来は、地域で暮らしたいと希望している人が多いものの、支援者の高齢化や親亡き後の不安を抱える声も多くなっています。グループホームなどの住まい環境整備の拡充や持続可能な支援体制が求められています。

（5）保健・医療・福祉サービスについて

精神障がい者の増加や障がい児のニーズ多様化など、保健・医療・福祉の連携強化、障がい児（者）へのきめ細かな配慮が求められてきています。障がいの有無にかかわらず、同じ地域で一緒に学ぶこと、専門的な教育を充実させること、障がいへの理解度を高めること、保健と福祉・医療・教育の連携強化などが求められています。

第3章 第5期計画期間中の障がい福祉サービス等の利用状況

第1節 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

共同生活援助（グループホーム）や施設入所支援を希望する傾向が強く、令和元年度から居宅介護のサービス利用者はいません。

サービス名			30 年度	元年度	2 年度
居宅介護	月間利用 時 間	計画	60 時間	80 時間	100 時間
		実績	8 時間	0 時間	0 時間
	月間利用 人 数	計画	3 人	4 人	5 人
		実績	1 人	0 人	0 人

※実績は月あたりの平均（2年度は9月末まで）

(2) 通所系サービス

通所系サービスについては、生活介護、就労継続支援（A型、B型）でサービスの利用がありました。特に、生活介護は高齢化に伴うニーズの高まりと施設入所支援と組み合わせて利用する希望者が多いことから、令和元年度から計画を上回っています。

自立訓練（機能訓練、生活訓練）については利用希望がなく、就労移行支援、就労定着支援については、一般企業等への就労希望がないため利用者はいませんでした。

サービス名			30 年度	元年度	2 年度
生活介護	月間利用 日 数	計画	286 日	264 日	242 日
		実績	262 日	302 日	251 日
	月間利用 人 数	計画	13 人	12 人	11 人
		実績	13 人	16 人	13 人
自立訓練 (機能訓練)	月間利用 日 数	計画	22 日	22 日	22 日
		実績	0 日	0 日	0 日
	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人
自立訓練 (生活訓練)	月間利用 日 数	計画	22 日	22 日	22 日
		実績	0 日	0 日	0 日
	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人

サービス名			30 年度	元年度	2 年度
就労移行支援	月間利用 日 数	計画	22 日	22 日	44 日
		実績	0 日	0 日	0 日
	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	2 人
		実績	0 人	0 人	0 人
就労継続支援（A 型）	月間利用 日 数	計画	44 日	44 日	66 日
		実績	25 日	20 日	13 日
	月間利用 人 数	計画	2 人	2 人	3 人
		実績	2 人	1 人	1 人
就労継続支援（B 型）	月間利用 日 数	計画	748 日	770 日	792 日
		実績	554 日	538 日	435 日
	月間利用 人 数	計画	34 人	35 人	36 人
		実績	34 人	32 人	23 人
就労定着支援	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人

※実績は月あたりの平均（令和 2 年度は 9 月末まで）

（3） 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）については、本町をはじめ米沢市、南陽市、長井市、川西町、秋田県秋田市でサービスを利用しています。施設入所支援については、町内に入所施設がないため、町外の施設でサービスを利用しています。

サービス名			30 年度	元年度	2 年度
自立生活援助	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人
共同生活援助	月間利用 人 数	計画	23 人	24 人	25 人
		実績	27 人	25 人	20 人
施設入所支援	月間利用 人 数	計画	13 人	12 人	11 人
		実績	13 人	14 人	13 人

※実績は月あたりの平均（令和 2 年度は 9 月末まで）

(4) 療養介護

療養介護については、国立病院機構米沢病院に3人が入所しています。

サービス名			30 年度	元年度	2 年度
療養介護	月間利用 人 数	計画	2 人	2 人	2 人
		実績	3 人	3 人	3 人

※実績は月あたりの平均（令和2年度は9月末まで）

(5) 短期入所

短期入所については、自宅で介護する人が病気になった等の緊急時や介護者の負担軽減などに対応するため利用する障がい者がいましたが、現在は利用実績がありません。

サービス名			30 年度	元年度	2 年度
短期入所	月間利用 日 数	計画	7 日	14 日	21 日
		実績	4 日	9 日	0 日
	月間利用 人 数	計画	1 人	2 人	3 人
		実績	1 人	1 人	0 人

※実績は月あたりの平均（令和2年度は9月末まで）

(6) 相談支援

町内には、町とNPO法人の2箇所の相談支援事業所があり、計画相談支援事業を実施しています。各種サービスを利用するすべての障がい者に一人ひとりのニーズに合わせたサービス利用計画を作成しています。

町外で障がい福祉サービスを受けようとする利用者の中には、就労継続支援などを実施している事業所と連携のとれたサービスが受けられるよう、町外の相談支援事業所で計画相談支援を受けています。

サービス名			30 年度	元年度	2 年度
計画相談支援	月間利用 人 数	計画	5 人	5 人	5 人
		実績	6 人	7 人	7 人
地域移行支援	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人
地域定着支援	月間利用 人 数	計画	1 人	1 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人

※実績は月あたりの平均（2年度は9月末まで）

(7) 障がい児通所支援等

町内にサービス提供事業所はなく、サービス利用者もいません。

サービス名			30 年度	元年度	2 年度
児童発達支援	月間利用 日 数	計画	0 日	0 人	14 日
		実績	0 日	0 日	0 日
	月間利用 人 数	計画	0 人	0 人	2 人
		実績	0 人	0 人	0 人
放課後等デイサービス	月間利用 日 数	計画	0 日	0 日	14 日
		実績	0 日	0 日	0 日
	月間利用 人 数	計画	0 人	0 人	2 人
		実績	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	年 間 利用人数	計画	0 人	0 人	2 人
		実績	0 人	0 人	0 人
医療的ケア児に対する コーディネーター配置	人 数	計画	0 人	0 人	1 人
		実績	0 人	0 人	0 人

※児童発達支援及び放課後等デイサービスの実績は月あたりの平均
(2年度は9月末まで)

※医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（児童福祉法第56条の6第2項）

※医療的ケア児に対するコーディネーター

医療的ケア児がライフステージを通じて必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる者

第2節 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

障害者相談支援事業については、町、NPO法人の2箇所で開催しています。

地域自立支援協議会、成年後見制度利用支援事業については、それぞれ1箇所で開催しています。

区 分			30 年度	元年度	2 年度
障害者相談支援事業	実 施 箇所数	計 画	2 箇所	2 箇所	2 箇所
		実 績	2 箇所	2 箇所	2 箇所
地域自立支援協議会	実 施 箇所数	計 画	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		実 績	1 箇所	1 箇所	1 箇所
成年後見制度 利用支援事業	実 施 箇所数	計 画	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		実 績	1 箇所	1 箇所	1 箇所

※令和2年度は9月末までの実績

(2) 意思疎通支援事業

町内にサービス提供事業所はなく、サービス利用者もいません。

区 分			30 年度	元年度	2 年度
手話通訳者派遣	人／年	計 画	1 人	1 人	1 人
		実 績	0 人	0 人	0 人
要約筆記者派遣	人／年	計 画	1 人	1 人	1 人
		実 績	0 人	0 人	0 人

※令和2年度は9月末までの実績

(3) 日常生活用具給付事業

排せつ管理支援用具については、該当者の利用率は7割と高くなっています。利用者の高齢化に伴う死亡や新たに申請する利用者がいるため、実績については微減となっています。その他については、ニーズに合わせて随時給付しています。

区 分			30 年度	元年度	2 年度
介護・訓練支援用具	件数	計 画	2 件	2 件	2 件
		実 績	0 件	1 件	0 件
自立生活支援用具	件数	計 画	1 件	1 件	1 件
		実 績	0 件	0 件	1 件
在宅療養等支援用具	件数	計 画	1 件	1 件	1 件
		実 績	2 件	0 件	0 件

区 分			30 年度	元年度	2 年度
情報・意思疎通支援用具	件数	計画	1 件	1 件	1 件
		実績	2 件	0 件	0 件
排せつ管理支援用具	件数	計画	120 件	120 件	120 件
		実績	126 件	108 件	45 件
住宅改修	件数	計画	1 件	1 件	1 件
		実績	0 件	0 件	0 件

※令和 2 年度は 9 月末までの実績

(4) 移動支援事業

町内の 1 事業所でサービスの提供を行っています。平成 31 年 4 月から、障がい児 1 人の利用がありました。

区 分		30 年度	元年度	2 年度
実施箇所数	計画	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実績	1 箇所	1 箇所	1 箇所
月間利用人数	計画	18 人	20 人	22 人
	実績	12 人	12 人	11 人
月間利用時間	計画	63 時間	70 時間	77 時間
	実績	53 時間	66 時間	52 時間

※令和 2 年度は 9 月末までの実績

(5) 地域活動支援センター事業

本町のⅢ型事業所及び置賜 3 市 5 町で委託している南陽市のⅠ型事業所で事業を実施しています。

区 分		30 年度	元年度	2 年度
実施箇所数	計画	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	実績	2 箇所	2 箇所	2 箇所
月間利用人数	計画	25 人	26 人	27 人
	実績	22 人	19 人	20 人

※令和 2 年度は 9 月末までの実績

※地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進などの機会を提供する施設。

Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置。職員を 3 名以上配置し、1 日あたりの実利用人数が概ね 20 名以上であること。

Ⅲ型：職員を 2 名以上配置し、1 日あたりの実利用人数が概ね 10 名以上であること。

(6) 日中一時支援事業

平成28年度までは飯豊町の事業所を1人が利用していましたが、平成29年度から利用実績はありません。

区 分		30 年度	元年度	2 年度
月間利用人数	計画	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人

※令和2年度は9月末までの実績

(7) 知的障害者職親委託制度事業

平成28年度までは、町内に職親がいないため川西町の飲食店で職親を引き受けていましたが、平成29年度から利用実績はありません。

区 分		30 年度	元年度	2 年度
実施箇所数	計画	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実績	0 箇所	0 箇所	0 箇所
年間利用人数	計画	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人

※令和2年度は9月末までの実績

(8) 社会参加促進事業（自動車改造助成）

平成29年度に1件の申請がありましたが、平成30年度から申請がありません。

区 分		30 年度	元年度	2 年度
年間利用人数	計画	1 人	1 人	1 人
	実績	0 人	0 人	0 人

※令和2年度は9月末までの実績

第4章 前期計画の目標と実績及び課題

第1節 達成状況の確認と評価

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者は高齢化等により入所が長期に及んでいることや、重度の障がい者が多いことから、第5期計画中に在宅等の地域生活に移行した方はいませんでした。

こうした状況を踏まえ、障がいのある人の状態やニーズに合わせた地域生活への移行を目指すため、施設入所から共同生活援助（グループホーム）と生活介護等のサービスと組み合わせた支援を関係機関と連携して検討していく必要があります。

項 目	目 標	実績見込	備 考
施設入所者数（A） （平成28年度末の施設入所者数）	13人		
施設入所者数（B） （令和2年度末の施設入所者数）	11人	13人	9月末現在
【目標値①】地域生活移行数 〔地域生活への移行率〕	2人 〔15.38%〕	0人 〔0%〕	9月末現在
【目標値②】減少見込数（A－B） 〔減少率〕	2人 〔15.38%〕	0人 〔0%〕	9月末現在

＜目標値の考え方＞

目標値①：平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行する。

目標値②：施設入所者数を平成28年度末時点の入所者数から2%以上削減する。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

これまで、精神障がい者から医療機関への入院や住まいの確保、就労等に困っているという相談がなく、支援に関する具体的な話合いが進んでいませんでした。

このたび示された国の基本方針では、市町村単位ではなく県単位で設置を促す方向性になったことから、令和3年度以降は、県や関係機関が開催する協議の場に参加し、支援体制の確保に向けて関係機関と連携した体制整備を進めていきます。

項 目	目 標	実績見込	備 考
関係者による協議の場の設置	1箇所	0箇所	9月末現在

＜目標値の考え方＞

目標値：令和2年度末まで各市町村又は各圏域に健康・医療・福祉関係者による協議の場を少なくとも1つを設置する。

※地域包括ケアシステム

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉、介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された精神障がいにも対応した地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、地域の実情に応じた創意工夫により、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が求められています。

本町では、単独で整備することが困難なことから、県や近隣市町の協力を得ながら、西置賜管内での整備に向けて1市3町で現在協議を行っています。

項 目	目 標	実績見込	備 考
地域生活支援拠点等の整備	1 箇所	0 箇所	9 月末現在

＜目標値の考え方＞

目標値：令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備すること。

※地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

これまで、障がいの重度化や就労継続支援利用者の高齢化等の理由から、施設入所の利用者で一般就労に移行した人はいませんでした。共同生活援助（グループホーム）の利用者で障がいの程度が比較的軽い人のうち1人が一般就労に移行しています。

障がい者の一般就労を促進するためには、一般就労に意欲がある障がい者に対して、必要な支援が受けられるよう、関係機関が一体となって支援していく必要があります。

項 目	目 標	実績見込	備 考
年間一般就労移行者数 (平成 28 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数)	0 人		
【目標値①】令和2年度の年間一般就労移行者数	1 人	1 人	9 月末現在
就労移行支援事業の利用者数 (平成 28 年度末時点)	0 人	0 人	
【目標値②】令和2年度末における就労移行支援事業利用者数	2 人	0 人	9 月末現在
就労定着支援による職場定着率 (就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率(各年度末時点))	令和元年度 80% 令和2年度 80%	令和元年度 0% 令和2年度 0%	令和元年度は実績 9 月末現在

＜目標値の考え方＞

目標値①：福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和２年度中に一般就労に移行する者の目標値を平成２８年度の一般就労への移行実績の２倍以上とする。

目標値②：就労移行支援事業の利用者数については、令和２年度末における利用者数が平成２８年度末の利用者数の２割以上増加する。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援については、手帳の所持に関わらず、医師の診断書等による総合的な判断でサービスを支給することができます。しかしながら、該当者がいないため単独で事業を行うだけの人材や施設が整っていません。近隣市町と連携した圏域での整備を含めて検討していきます。

項 目	目 標	実績見込	備 考
児童発達支援センターの設置	1 箇所	0 箇所	9 月末現在
保育所等訪問支援の充実	1 箇所	0 箇所	
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 箇所	0 箇所	
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所	0 箇所	
医療的ケア児への適切な支援に向け、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1 箇所	0 箇所	

＜目標値の考え方＞

目標値：令和２年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも１つを整備する。

第5章 計画の成果目標

第1節 令和5年度の成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末から令和5年度末までの間に、施設入所者1人が共同生活援助（グループホーム）等へ移行することを見込み、地域生活への移行者の目標値を1人として目標値を設定します。

項 目	数 値	考 え 方
現時点の施設入所者数（A）	14 人	令和元年度末時点
目標年度の施設入所者数（B）	12 人	令和5年度末時点
【目標値①】地域生活移行数（C） [地域生活への移行率]（C）／（A）	1 人 [7.1%]	令和5年度末までにグループホーム等へ移行する者の数
【目標値②】減少見込数（A）－（B） [減少率]（（A）－（B））／（A）	2 人 [14.3%]	差引減少見込み数

＜国の基本指針＞

目標値①：令和元年度末時点の施設入所者数の6％以上が地域生活へ移行することを基本とします。

目標値②：令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6％以上削減することを基本とします。

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域の実情に応じた居住支援のための機能の集約を行う拠点を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

対象者数や利用状況の動向を注視しながら、西置賜管内の1市3町で連携・調整を図りながら整備していくこととします。

項 目	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点等の整備	1 箇所	令和5年度末までに1つ以上を整備する
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	1 回	令和5年度における運用状況の検証及び検討を年1回以上実施する

＜国の基本指針＞

令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の自立生活を促すことや一般就労への定着も重要であることから、令和5年度において、就労移行支援事業等から一般就労へ移行する者の目標値を設定します。

項 目	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者数	0 人	令和元年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数
【目標値①】目標年度の年間一般就労移行者数	3 人	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数
現在の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数	0 人	就労移行支援事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値②】目標年度末における就労移行支援事業利用者数	1 人	就労移行支援事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数
現在の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数	0 人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値③】目標年度の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数	1 人	就労継続支援A型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数
現在の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数	0 人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
【目標値④】目標年度の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数	1 人	就労継続支援B型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する者の数
現在の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数	0 人	平成31年4月から令和元年9月の間に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数
【目標値⑤】目標年度の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業利用者の割合	7 割	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合

<国の基本指針>

目標値①：令和5年度中に就労以降支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とします。

目標値②：就労移行支援事業の利用者のうち、令和5年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.3倍以上とすることを基本とします。

目標値③：就労継続支援A型事業の利用者のうち、令和5年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の概ね1.26倍以上とすることを基本とします。

目標値④：就労継続支援B型事業の利用者のうち、令和5年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の概ね1.23倍以上とすることを基本とします。

目標値⑤：令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できる体制の構築を図るための目標値を設定します。

本町独自での整備が困難な場合には、置賜圏域の各市町と各障がい福祉サービス事業所との連携・調整を図りながら整備していくこととします。

項 目	数 値	考 え 方
【目標値①】児童発達支援センターの設置	1 箇所	令和 5 年度末までに、1 箇所以上設置する
【目標値②】保育所等訪問支援の充実	1 箇所	令和 5 年度末までに、1 箇所以上整備する
【目標値③】主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 箇所	令和 5 年度末までに、1 箇所以上確保する
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所	
【目標値④】医療的ケア児への適切な支援に向け、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1 箇所	令和 5 年度末までに、1 箇所以上設置する
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1 名	令和 5 年度末までに、1 名以上確保する

<国の基本指針>

目標値①：令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも 1 箇所以上設置することを基本とします。

目標値②：令和 5 年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。

目標値③：令和 5 年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本とします。

目標値④：令和 5 年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを設置することを基本とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実及び強化等を図るため、総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制の確保に係る目標値を設定します。

本町独自での整備が困難な場合には、置賜圏域の各市町と相談支援事業所との連携・調整を図りながら整備していくこととします。

項 目	数 値	考 え 方
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	1 箇所	令和 5 年度末までに、基幹相談支援センターを設置し、実施体制を確保する

＜国の基本指針＞

令和 5 年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等が提供できるよう、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る目標値を設定します。

項 目	数 値	考 え 方
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	1 人	年間 1 人以上参加する
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	1 回	年間 1 回以上実施する

＜国の基本指針＞

令和 5 年度末までに、都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とします。

第6章 障がい福祉サービス等の見込みと確保の方策等

第1節 障がい福祉サービス

1 障がい福祉サービスの見込み量

令和3年度から令和5年度までの各年度における障がい者及び障がい児の支援に必要な見込み量を定めます。見込み量については、平成30年度から令和2年度までの実績値や事業実施状況などを踏まえ推計しました。

(1) 訪問系サービス

サービス名		3年度	4年度	5年度
居宅介護	月間利用人数	1人	1人	1人
	月間利用日数	10時間	10時間	10時間
重度訪問介護	月間利用人数	1人	1人	1人
	月間利用日数	10時間	10時間	10時間
同行援護	月間利用人数	1人	1人	1人
	月間利用日数	4時間	4時間	4時間
行動援護	月間利用人数	1人	1人	1人
	月間利用日数	4時間	4時間	4時間
重度障害者等包括支援	月間利用人数	1人	1人	1人
	月間利用日数	20時間	20時間	20時間

(2) 通所系サービス

サービス名		3年度	4年度	5年度
生活介護	月間利用人数	13人	13人	14人
	月間利用日数	247日	247日	266日
自立訓練 (機能訓練)	月間利用人数	1人	1人	1人
	月間利用日数	22日	22日	22日
自立訓練 (生活訓練)	月間利用人数	1人	1人	1人
	月間利用日数	22日	22日	22日
就労移行支援	月間利用人数	1人	1人	1人
	月間利用日数	22日	22日	22日
就労継続支援A型	月間利用人数	1人	2人	1人
	月間利用日数	22日	44日	22日
就労継続支援B型	月間利用人数	23人	24人	23人
	月間利用日数	506日	528日	506日
就労定着支援	月間利用人数	1人	1人	1人

(3) 居住系サービス

サービス名		3 年度	4 年度	5 年度
自立生活援助	月間利用人数	2 人	2 人	2 人
うち精神障がい者		1 人	1 人	1 人
共同生活援助	月間利用人数	20 人	20 人	21 人
うち精神障がい者		5 人	5 人	5 人
施設入所支援	月間利用人数	13 人	13 人	12 人
療養介護	月間利用人数	3 人	3 人	3 人
短期入所	月間利用人数	1 人	1 人	1 人
	月間利用日数	15 日	15 日	15 日

(4) 相談支援

サービス名		3 年度	4 年度	5 年度
計画相談支援	月間利用人数	7 人	7 人	7 人
地域移行支援	月間利用人数	2 人	2 人	2 人
うち精神障がい者		1 人	1 人	1 人
地域定着支援	月間利用人数	2 人	2 人	2 人
うち精神障がい者		1 人	1 人	1 人

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場への市町村職員の参加

項 目		3 年度	4 年度	5 年度
開催回数	年間開催回数	1 回	1 回	1 回
参加者数	年間参加人数	2 人	2 人	2 人
	保健	1 人	1 人	1 人
	福祉	1 人	1 人	1 人
目標設定及び評価の実施	年間実施回数	1 回	1 回	1 回

(6) 地域生活支援拠点等

内 容		3 年度	4 年度	5 年度
各年度における地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	年間実施回数	1 回	1 回	1 回

(7) 障がい児支援体制

サービス名		3 年度	4 年度	5 年度
児童発達支援	月間利用人数	1 人	1 人	1 人
	月間利用日数	4 日	4 日	4 日
放課後等デイサービス	月間利用人数	1 人	1 人	2 人
	月間利用日数	22 日	22 日	44 日
保育所等訪問支援	月間利用人数	1 人	1 人	1 人
	月間利用日数	4 日	4 日	4 日
医療型児童発達支援	月間利用人数	1 人	1 人	1 人
	月間利用日数	4 日	4 日	4 日
居宅訪問型児童発達支援	月間利用人数	1 人	1 人	1 人
	月間利用日数	4 日	4 日	4 日
障害児相談支援	月間利用人数	1 人	1 人	2 人
医療的ケア児等コーディネーター配置人数	人 数	1 人	1 人	1 人

(8) 相談支援体制の充実・強化等

内 容		3 年度	4 年度	5 年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年間実施回数	1 回	1 回	1 回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年間実施回数	1 回	1 回	1 回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年間実施回数	1 回	1 回	1 回

(9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

内 容		3 年度	4 年度	5 年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	年間参加人数	1 人	1 人	1 人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	年間実施回数	1 回	1 回	1 回

(10) 発達障がい者等に対する支援

内 容		3 年度	4 年度	5 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	年間受講者数	1 人	1 人	1 人

2 見込量の確保のための方策

利用者のニーズに応えられるサービスが提供できるよう、町内外の相談支援事業所と情報共有に努め、連携しながらサービス提供体制の確保を図ります。

支援が必要な児童については、保護者からの相談に真摯に向き合うとともに、乳幼児健診や保育園、学校、教育委員会、医療機関等の関係機関と連携し、障がいの早期発見に努め、必要なサービスの提供体制を構築していきます。

※ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家庭支援のアプローチの一つ。

※ペアレントプログラム

子どもや自分自身について行動で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易プログラムのこと。

第2節 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業のサービス見込量

令和3年度から令和5年度までの各年度における地域生活支援事業の事業ごとに必要な見込み量を定めます。見込み量については、平成30年度から令和2年度までの実績値や事業実施状況などを踏まえ推計しました。

(1) 相談支援事業

内 容		3 年度	4 年度	5 年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
地域自立支援協議会	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
成年後見制度利用支援事業	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(2) 意思疎通支援事業

内 容		3 年度	4 年度	5 年度
手話通訳者派遣	人／年	1 人	1 人	1 人
要約筆記者派遣	人／年	1 人	1 人	1 人

(3) 日常生活用具給付事業

内 容		3 年度	4 年度	5 年度
介護・訓練支援用具	件数／年	1 件	1 件	1 件
自立生活支援用具	件数／年	1 件	1 件	1 件
在宅療養等支援用具	件数／年	1 件	1 件	1 件
情報・意思疎通支援用具	件数／年	1 件	1 件	1 件
排せつ管理支援用具	件数／年	108 件	108 件	108 件
住宅改修	件数／年	1 件	1 件	1 件

(4) 移動支援事業

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
月間利用人数	11 人	12 人	13 人
月間利用時間	55 時間	60 時間	65 時間

(5) 地域活動支援センター事業

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
月間利用人数	20 人	20 人	20 人

(6) 日中一次支援事業

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
月間利用人数	1 人	1 人	1 人

(7) 知的障害者職親委託制度事業

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
年間利用人数	1 人	1 人	1 人

(8) 社会参加促進事業（自動車改造助成）

区 分	3 年度	4 年度	5 年度
年間利用人数	1 人	1 人	1 人

2 見込量確保のための方策

障がい者及び障がい児が地域で健常者と同等に生活するために、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められる事業であることから、障がい者及び障がい児の意向を十分に反映した事業内容の展開を図ります。

参考資料

1 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の種類、内容、事業所数及び利用者数

(令和2年9月末日現在)

サービスの種類	サービスの内容	事業所数
		利用者数
訪問系サービス		
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等を行います。	0 事業所
		0 人
重度訪問介護	重度の障がい者であって常時介護を要する方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動支援等を総合的に行います。	0 事業所
		0 人
同行援護	視覚障がいにより移動に著しく困難を有する方が、外出時に必要な情報の提供や移動の援護等に必要な援助を行います。	0 事業所
		0 人
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しく困難を有する方が、行動する際に危険を回避するために必要な援護、外出時にける移動支援等を行います。	0 事業所
		0 人
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	0 事業所
		0 人
通所系サービス		
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	10 事業所
		15 人
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。	0 事業所
		0 人
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、入浴、排せつ、食事等の生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	0 事業所
		0 人
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	0 事業所
		0 人
就労継続支援 A 型	一般企業等での就労が困難な方のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	1 事業所
		1 人
就労継続支援 B 型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	7 事業所
		29 人
就労定着支援	就労に向けた支援を受けて通常の事業所に雇用された方に、就労の継続を図るために必要な事業主との連絡調整等を行います。	0 事業所
		0 人
居住系サービス		
自立生活援助	居宅で生活している方又は共同生活援助を受けている方が、自立した日常生活を営むうえでの問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により相談に応じる等の援助を行います。	0 事業所
		0 人
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活に必要な援助を行います。	11 事業所
		24 人
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	9 事業所
		13 人
療養介護	病院において、常時介護を要する方に、機能訓練、療養上の管理、看護、介護、その他日常生活に必要な支援を行います。	1 事業所
		3 人
短期入所	居宅において、介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	0 事業所
		0 人

サービスの種類	サービスの内容	事業所数
		利用者数
計画相談支援	障がい福祉サービスの支給決定を受けた方が、サービスを適切に利用できるよう、本人又は保護者の依頼を受けて、サービス利用計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行います。	14 事業所
		57 人
地域相談支援		
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者等について、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行います。	0 事業所
		0 人
地域定着支援	居宅において、単身等で生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。	0 事業所
		0 人

2 児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業等の種類、内容、事業所数及び利用者数

(令和2年9月末日現在)

サービスの種類	サービスの内容	事業所数
		利用者数
児童発達支援	障がいのある未就学児を通わせて、日常生活における、基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等に必要な援助を行います。	0 事業所
		0 人
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、障がいのある就学児を通わせて、生活力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等に必要な支援を行います。	0 事業所
		0 人
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	0 事業所
		0 人
医療型児童発達支援	障がいのある児童を日々保護者のもとから通わせて、独立自活するために必要な援助及び治療を行います。	0 事業所
		0 人
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障がい児などの外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	0 事業所
		0 人
障害児相談支援	障がい児の心身の状況、環境、支援に関する意向を勘案し、支援利用計画を作成するとともに、通所支援地形者等との連携調整等を行います。	0 事業所
		0 人
福祉型児童発達支援	障がいのある児童を日々保護者のもとから通わせて、独立自活するために必要な援助を行います。	0 事業所
		0 人
福祉型障害児入所施設	障がいのある児童を入所により保護するとともに、独立自活するために必要な援助を行います。	0 事業所
		0 人
医療型障害児入所施設	障がいのある児童を入所により治療するとともに、独立自活するために必要な援助を行います。	0 事業所
		0 人